

○27番 吉沢章子 おはようございます。私は、通告どおり一問一答で、命の尊厳をベースのテーマとして、障害のある子どもたちへの支援について、地域医療、介護と公立病院のあり方について伺ってまいります。

初めに、障害のある子どもたちへの支援について伺います。先日、登戸小学校の特別支援学級に通う保護者の方から、先生やサポートしていただく方の数が足りず、現場が困っているという御相談がありました。5月6日に小学校を視察させていただきました。学校では、体育館で6年生全員が運動会の踊りの練習をしておりました。障害のあるなしは関係なく、生き生きと練習する姿、また目をあけることはほとんどないという重い障害をお持ちのお子さんも、みんなの声や足音を聞きながら笑顔で眠っている様子を拝見し、本当のノーマライゼーションとは何なのかをさらに深く考える機会をいただきました。そこで伺いますが、まず、本市の特別支援に対する考え方及び特別支援教室の数と設置基準について伺います。また、職員の加配基準とサポーター制度及びボランティア制度の現状と、それぞれの今年度の予算額について、教育長に伺います。

○副議長 嶋崎嘉夫 教育長。

○教育長 金井則夫 特別支援教育の現状についての御質問でございますが、本市では、これまで児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進してきたところでございます。特別支援学級につきましては、全小中学校に設置されており、本年5月1日現在、559学級、1,698名の児童生徒が在籍しております。また教員につきましては、障害種別に、いわゆる標準法に基づき1学級当たり児童生徒8名を上限として1名配置されております。特別支援教育サポーターにつきましては、昨年度は84名分4,835万2,000円、今年度は100名分5,677万9,000円の予算を計上し、学校の申請に応じて配置しているところでございます。ボランティアにつきましては、特別支援教育体制充実事業として、大学のインターンシップ制度を活用して学生派遣を行っております。6月から3月までの間、週1回程度学校で実習する形態をとっており、今年度は2校にそれぞれ1名の学生を派遣しているところでございます。このほか、障害や病気のために移動や食事等、生活面での介助を必要とする児童生徒に対し補助指導員を配置しており、今年度20名分1,400万円の予算を計上しているところでございます。今後も支援体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 嶋崎嘉夫 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 サポーター制度については、今年度増額しておりますけれども、現場のニーズは増加する一方であります。職員の加配基準は国の基準に基づき神奈川県が決定するので、市は要望するものの実際手の出しようがありません。その議論は後ほどさせていただきます。

続いて、登戸小学校におけるサポーターとボランティアの現状について伺います。また、登戸小学校の特別支援教室に対する考え方及び登戸小学校と本市全体における現状の課題について、教育長に伺います。

○副議長 嶋崎嘉夫 教育長。

○教育長 金井則夫 登戸小学校の特別支援学級についての御質問でございますが、登戸小学校につきましては、現在2名の特別支援教育サポーターが週5日配置されております。特別支援学級と通常の学級は、日ごろから交流の促進に取り組み、障害の有無にかか

ならず、互いを尊重し合う教育活動を実践しているところでございます。登戸小学校を含めた特別支援学級の現状についてでございますが、近年、在籍する児童生徒数が増加するとともに、障害の重度化、多様化、教育的ニーズの多様化が見られ、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導が求められているところでございます。以上でございます。

○副議長 嶋崎嘉夫 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 在籍する子どもたちが増加し、障害の重度化、多様化、教育的ニーズの多様化が見られ、きめ細やかな指導が求められているとのことでございます。多様な障害の増加傾向としては、発達障害についても同様でございますが、発達障害についての本市の考え方と施策及び人数の推移、あわせて療育センターでの取り組み、さらにこども本部と教育委員会との連携について、こども本部長に伺います。なお、昨日の質問と重複する部分についての答弁は結構でございます。よろしく願いいたします。

○副議長 嶋崎嘉夫 こども本部長。

○こども本部長 近藤義晴 発達障害児支援についての御質問でございますが、初めに、本市の考え方についてでございますが、発達障害も含め障害のある子どもに対する支援につきましては、持てる能力や可能性を伸ばしていくという観点からは、すべての子どもに対する支援と同様であり、できる限り身近な地域でたくさん子どもたちと触れ合いながら育ていけるような体制が求められております。一方、育ちの段階に応じて、障害特性に合った支援を受けることも、障害のある子どもにとっては重要なことでございます。このため、保健福祉センターでの健康診査や相談支援を初め、地域療育センターや保育所、幼稚園、小中学校、高校など、それぞれ乳幼児期、学齢期、青年期といったライフステージごとにさまざまな支援が受けられるよう、保健、福祉、医療、教育等の各機関の連携が必要と考えているところでございます。次に、発達障害児数の推移につきましては、医療機関における受診の有無や、幼児期での受診においては障害としての診断が難しい事例も多いことから、正確な数を把握することは困難でございますが、地域療育センターにおける発達障害を含む相談実人員は、平成16年度の3,653人から平成20年度には4,981人と増加しております。また、平成20年1月に設置いたしました川崎市発達相談支援センターにおける18歳未満の児童の相談件数は、平成20年度の594件から平成21年度には716件と増加しております。

次に、関係機関との連携についてでございますが、現在、こども本部、教育委員会、健康福祉局、区保健福祉センター、こども支援室など、保健、福祉、医療、教育等の関係部局や機関から成る協議会を設置しておりますので、今後も連携を強化し、発達障害児や疑いのある児童のライフステージに応じて、適切な時期に、より適切な支援が提供できるよう検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 嶋崎嘉夫 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 続いて、学校現場における通常学級での発達障害のある子どもたちに対する取り組みと課題について教育長に伺います。私自身は障害という言葉自体に抵抗感を感じるところでありますけれども、障害のとらえ方について見解を伺います。

○副議長 嶋崎嘉夫 教育長。

○教育長 金井則夫 通常の学級における発達障害のある子どもへの対応についての御質

問でございますが、初めに、本市では平成16年度から通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害の児童生徒に対する教育的支援の充実を図ることを目的に、川崎市特別支援教育体制充実事業を実施しているところでございます。平成21年度には全小中学校、高等学校に特別支援教育校内委員会を設置するとともに、校内の調整、外部との連携等を行う特別支援教育コーディネーターを校内において選任し、コーディネーターが中心となって、校内委員会において児童生徒の状態やニーズの把握、支援の方法等について検討を行っております。児童生徒の教育的ニーズが多様化する中で、コーディネーターや担任教員の担う役割は増加しており、さまざまな相談、指導に十分な時間を確保することが困難である等の課題がございます。しかしながら、臨床心理士による巡回相談や特別支援学校による地域支援等、外部の資源を活用しながら、各学校で特別な教育的ニーズのある児童生徒の相談支援体制の充実を図っているところでございます。

次に、障害のとらえ方についてでございますが、WHO——世界保健機関は、平成13年に国際生活機能分類——ICFとして新たな障害概念を示しました。これまで障害につきましては、身体等の欠損部位で分類するという考え方が中心でございましたが、実際の生活機能に視点を転換し、さらに環境因子や社会参加などの観点を加え、障害はその多くが社会環境によりつくり出されるものとしたしました。本市が目指す、障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現には、教育の果たすべき役割は大きいと考えております。そのためには、特別支援教育の理念や基本的な考え方が広く市民に理解され、共有されることが大切であると考えているところでございます。特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものでございます。個別の指導計画を保護者とともに作成し、一人一人の教育的ニーズに応じた学習内容を設定する、障害のある子どもとない子どもの交流を促進することなど、自立や社会参加に向けて取り組んでいるところでございます。今後とも特別な教育的ニーズのある子どもの教育の充実に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 嶋崎嘉夫 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 障害はそのものが障害ではなく、社会環境によりつくり出されるものであるという概念は全くそのとおりであると思います。環境整備によって多くの障害と言われるものが取り除かれるなら、私たちは惜しまず知恵を出し合わなければならないと考えます。そこで提案させていただきます。現場における大きな問題は、特別支援学級のみならず、通常級でのサポーターや教員などの絶対数の不足と、それに起因する教育の質の低下であります。現在多摩区では、日本女子大学の学生が授業の一環として学校にボランティアとして来てくださっておりますけれども、地域交流を大切にする学校現場と大学生などを結ぶ多摩区で進める3大学連携などの取り組みを、本市のモデル地区としてさらに強化、発展させることを提案させていただきます。見解を伺います。本来なら区長に御答弁いただくところでございますけれども、まだ環境が整っておりませんので、今回は総合企画局長に伺わせていただきます。お願いします。

○副議長 嶋崎嘉夫 総合企画局長。

○総合企画局長 平岡陽一 多摩区における3大学連携事業についての御質問でございま

すが、多摩区では、地域社会づくりと協働による地域貢献を目指し、区内に立地する専修大学、明治大学、日本女子大学の3大学と平成17年12月に多摩区・3大学連携協議会を設立し、各大学職員と区役所職員が定期的に地域における具体的な連携策の協議を行っております。その中で学校現場との連携につきましては、日本女子大学がモデル事業として、平成18年度から平成20年度まで、学校教育ボランティアによる学校サポート事業に取り組んでいただきました。この事業は、多摩区内の小中学校の子どもたちの豊かな成長と教職を目指す学生の資質の向上を目的としており、派遣された学生は各教科やクラブ活動の指導補助など、学校が必要とする教育活動の支援を行うものでございまして、ボランティアに従事した学生の資質の向上に大きく寄与できたとともに、学校現場からも高い評価をいただいております。平成21年度からは日本女子大学の自主事業として取り組んでいただいているところでございまして、引き続き学校現場と大学側とのニーズの連絡調整や学生がより参加しやすい仕組みづくりに向けた協議を行ってまいります。今後も地域課題の解決に向けて、大学の持つ知的資源や人材を活用した実践的な活動を展開してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 嶋崎嘉夫 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 現場とのニーズ調整、仕組みづくりに向けた協議を行っていただけるとのことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。細やかなニーズにこたえる情報、人を結ぶプラットフォームがつかれるのは区ならではあると思ひますので、鋭意取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

次に、市長に伺ひます。教職員の加配についての議論は後ほどさせていただきますと申し上げました。現在、本市県費負担の教職員の数は5,600人余り、給与費総額は試算として約538億円でございます。教職員の給与は県が支払い、採用任命権限は市にあります。このねじれの解消は以前から議論されておりましたけれども、先日、松沢神奈川県知事は文部科学大臣に対して要望書を提出されたようでございます。より現場に近い市が財源と権限を持つのは自然であると考えます。ちなみに、平成20年度決算ベースで本市市民が住民税として県に納税している額は、個人で773億円余、法人7,731億円余でありまして、合わせて8,505億円余となります。給与費約538億円は移譲していただいたとしても文句は言われぬのではないかとと思ひますけれども、早期に移譲していただくべきと考えますけれども、市長の見解を伺ひます。

○副議長 嶋崎嘉夫 市長。

○市長 阿部孝夫 県費負担教職員制度の見直しについてのお尋ねでございますが、現在の小中学校等の教職員につきましては、指定都市が任命権を有する一方で、給与費は道府県が負担しているという、いわゆるねじれ状態にあることから、これを解消するとともに、学級編制基準や教職員定数の設定等の権限につきましても包括的に指定都市に移管することで、学校や児童生徒の状況に応じた主体的で特色ある教育行政を展開することが可能になるものと考えております。本市といたしましても、地域主権改革を推進し、地域の実情を踏まえた特色ある教育施策を展開していく観点から、移管に当たりましては、その所要額全額について税財源の移譲による恒久的な財源措置を講ずるとともに、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うよう、指定都市市長会等を通じ国に対し要請しているところでございます。また、移管に当たりましては、勤務条件を初めとする

諸制度の整備や支給事務執行体制の構築等、移管に伴うさまざまな課題に対応する必要があることから、移管のスケジュールや全体像を早期に把握し、適切な準備期間を確保することが重要であると考えております。県費負担教職員制度の見直しに向けては、本市といたしましても十分な検討が必要でございますので、国等の動向を踏まえ、神奈川県及び他の指定都市等とも連携を図りながら的確に対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 嶋崎嘉夫 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 ありがとうございます。ここにお母様方からいただいた要望書というのがございまして、今回質問するに当たって、ぜひ皆様にお伝えくださいということがございました。これは時間の関係で、後で皆様、各局にお配りしたいと思っておりますけれども、これが現場のリアルではないかと思っております。リアルに寄り添うのが行政の仕事であると思っておりますので、ぜひ施策に反映していただきますよう要望させていただきます。

私は、平成18年3月の定例会において発達障害のお子さんの事例を取り上げまして、突出した才能を示すグラフを見て、天才としか思えないと申し上げました。障害を障害ととらえるか、個性、特性、さらには才能ととらえるかによって子どもの未来は大きく違ってくるのだらうと考えます。そして、それはとりもなおさず保護者の希望の光であります。その子の個性を伸ばすことができる体制の整備を市長初め関係各局に要望させていただきます。次の質問に移らせていただきます。

次に、地域医療、介護と公立病院のあり方について伺います。まず、健康福祉局長に伺います。本市は特別養護老人ホームを増床しております。待機されている方は、なるべく早く入居したい方4,262人、いずれ入居したい方1,124人、合わせて5,386人であり、市民ニーズにこたえる施策としては正しいと思っております。しかしながら、高齢者の方々の本音はどこにあるのかとも思います。また、特別養護老人ホームに入居する際、病気では入れないという基準もあります。以前相談を受けた老老介護の御主人の疾病では、入居基準を満たす施設はありませんでした。高齢者で何らかの疾病を持たない方はまれではないでしょうか。この矛盾を抱えたまま特養をふやすことに比重が置かれることには疑問を感じざるを得ません。特別養護老人ホームに係る平成22年度予算額と、本市の平成19年度高齢者実態調査における、介護が必要になった場合の暮らし方についての回答について、健康福祉局長に伺います。

○副議長 嶋崎嘉夫 健康福祉局長。

○健康福祉局長 菊地義雄 特別養護老人ホームの整備予算等についての御質問でございますが、今年度予算におきましては、整備費補助金など総額で19億6,819万円を計上しているところでございます。次に、平成19年度に実施した高齢者実態調査における高齢者の意識といたしましては、介護が必要になった場合の暮らし方として、一般高齢者調査では55.4%、要支援・要介護認定者調査では71.5%の方が、介護を受けながら自宅で暮らしたいという御希望を持っている調査結果となっております。以上でございます。

○副議長 嶋崎嘉夫 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 本当は自宅で過ごして介護・看護サービスを受けながら自宅で息を引き取りたいと思う方は70%を超えています。特養の需要は、本人よりも家族の意向、また、家族に迷惑をかけたくないとする高齢者の意向が反映されていると考えるのが妥当であ

ると考えます。しかしながら、それはリアルな現実でございます。リアルな現実ではありますが、本当の意味で政策にリアルが足りないのではないかなと感じております。今想像していただきたいと思うんですけれども、議場にいる皆さん御自身が高齢者となって何らかの疾病を抱えたとき、御自身はどう過ごされたいでしょうか。そして、どのような死をお迎えになりたいと思われませんか。代表して健康福祉局長に伺います。

○副議長 嶋崎嘉夫 健康福祉局長。

○健康福祉局長 菊地義雄 高齢者となった場合の暮らし方についての御質問でございますが、自分の考え方も含めましてお話をさせていただきたいと思っております。介護が必要となっても、あるいは何らかの疾病を抱えたとしても、家族や身内の方とともに自宅で暮らし続けられることが一番の希望ではないかと思っております。したがって、日ごろから健康づくりや介護予防に取り組み、医療、介護が必要な状態とならないことを目指すとともに、必要となった場合におきましては、円滑にそのサービスが提供できる環境づくり等、高齢者施策の充実に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 嶋崎嘉夫 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 答えにくい質問にお答えいただきまして、ありがとうございました。人間の死亡率は100%でございます。尊厳ある死を迎えるために尊厳ある生を創造するというのが高齢者施策の根源ではないかと思っております。そうでなくてはならないと思っております。私は、先日、藤沢市の在宅療養支援診療所「クローバークリニック」とさんといつかの訪問看護ステーションを視察させていただきました。医療と介護の専門家として、居宅介護支援事業所とも連携して、地域での在宅療養をバックアップされておりました。一人一人を大切に医療ケア、介護ケアのあり方を拝見し、一つの回答を見た思いがいたしました。本市で在宅診療をされている診療所と訪問看護ステーション及び訪問介護事業所の数について、さらに本市からの支援体制について伺います。また、市民への情報提供について伺います。健康福祉局長、お願いします。

○副議長 嶋崎嘉夫 健康福祉局長。

○健康福祉局長 菊地義雄 在宅診療所等についての御質問でございますが、平成22年5月1日現在、在宅療養支援診療所が99カ所、訪問看護ステーションが39カ所、訪問介護事業所が219カ所でございます。また、介護報酬の請求方法や介護保険法令等の解釈に関する相談や照会に対応することで、これらの事業所への支援を行っているところでございます。次に、市民の皆様に対する情報提供についてでございますが、医療機関につきましては、本市のホームページ上に「かわさきのお医者さん」という検索サービスがございまして、地域及び提供できる在宅医療の種別ごとに医療機関を調べることが可能となっております。また、介護保険につきましては、介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」を各区役所、地域包括支援センター等にて配布するとともに、本市のホームページから県内の介護事業所の情報が検索できる、かながわ福祉情報コミュニティにアクセスができるなど、情報提供させていただいているところでございます。以上でございます。

○副議長 嶋崎嘉夫 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 本市からの実質的な支援はないとのことでございますけれども、このような取り組みを支援して発展させることが本来のニーズを充足することにつながって、さらに特養の待機者数も減少する結果につながるのだと考えます。見解を伺いたいと思

ます。あわせて、本市の目指す理想の地域医療と介護のあり方について、現状における課題と認識及びその実現に向けての見解を伺います。

○副議長 嶋崎嘉夫 健康福祉局長。

○健康福祉局長 菊地義雄 高齢者施策の充実等についての御質問でございますが、内閣府が平成21年度に実施した高齢者の日常生活に関する意識調査結果では、将来の日常生活について不安を感じる方のうち77.8%の方が、自分や配偶者の健康や病気のことを不安に感じる点として挙げておりまして、また、他の調査項目では43.2%の方が、介護サービスが必要なときに利用できる体制の整備を、日々の暮らしに関し社会として重点を置くべきものとして挙げているところでございますので、医療や福祉の充実を望んでいる方が多いものと認識しているところでございます。このようなことから、本市におきましても保健、医療、福祉の連携による地域ケア体制の充実を目指して、特別養護老人ホームを初め、ショートステイや小規模多機能型居宅介護などの整備を図っているほか、住宅改造費助成事業や緊急通報システム事業など、地域生活が持続できるような在宅サービスの充実を図るとともに、高齢者の身近な相談窓口として、地域包括支援センターの増設や介護予防の取り組みなど、高齢者施策の推進に努めているところでございます。いずれにいたしましても、市民のニーズを十分に把握し、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、地域医療の提供や高齢者施策の充実を努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 嶋崎嘉夫 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 私は、幸福な高齢者は幸福な若者をつくると考えております。なぜなら、将来の自分自身の姿だからでございます。幸せな高齢者は全世代の希望です。リアルな政策の実現を要望させていただきます。

次に、病院局長に伺おうと思いましたが、時間がないので病院事業管理者に伺いたいと思っておりますけれども、地域基幹病院として本市の川崎、井田、多摩の3病院がございまして、地域医療と密着した存在として病診連携も今強めていただいているということでございまして、そこを答弁いただこうと思ったのですが、またにしたいと思っております。

私は、地域支援病院としての3病院、そして、その重要性というものも常にこの議場で議論させていただいてまいりました。病院事業管理者に伺いたいと思っております。今までの議論もあつたんですけれども、病院は何よりも存続することが大事であると考えております。平成22年5月11日付の日経新聞によると、自治体病院は財政難で独立行政法人化が進み、現在、全国で42病院となり、2011年には10病院が移行予定であるとのことでございまして。独立行政法人化するメリットとデメリットについて伺います。さらに、本市3病院が存続するためにはどのような手法が適しているのか。例えば川崎病院・直営、井田病院・独立行政法人、多摩病院・指定管理者なども考えられますが、御見解を伺います。

○副議長 嶋崎嘉夫 病院事業管理者。

○病院事業管理者 秋月哲史 川崎市立病院の経営形態、独立行政法人についての御質問でございますけれども、まず、地方独立行政法人の設立目的というのは、自主性を持って病院運営をすることによって病院の経営の継続性をどうにか図ろうという考えのもとに、地方公共団体が設立した団体でございます。そのメリットは幾つか挙げられておりますけれども、1つは、今申し上げましたように、機動性、柔軟性の向上、病院経営の自主性を

高めることにあると言われております。一方、デメリットといたしましては、移行時に際しまして、財産的基礎の欠如がある場合には追加投資をしなければいけませんし、また、移行後、病院運営のために管理部門が肥大化して経費負担増が起こる可能性も指摘されております。

私が常日ごろ考えていることは、首都圏の公立病院というのは本当に必要なのかどうか。2つ目は、公立病院の職員がなぜ公務員でなければならないのか。3つ目は、毎年これほど多額の繰入金で公立病院は本当にもらっているのかどうか。一方、私が川崎市立病院に勤めて20年以上たちましたけれども、その存在意義を強く感じたときは、感染症、特にSARS、新型インフルエンザへの川崎市立病院の対応、民間病院との比較において私の考えでございます。それから、140万人強の川崎市に結核患者が入院できる施設というのは井田病院ただ1つ。それから、医療崩壊と叫ばれている中で、小児救急、救急医療、周産期医療、それから触法患者さんの精神科の救急医療、これらに対する川崎市立病院の働きを考えますと、自画自賛になってしまいますけれども、やはり公立病院の存在意義というのは強く感じるなと思っております。一方、公立病院の経営が非常に悪いという問題があるんですけれども、これについて今までさまざまな経営形態がとられておりますけれども、一長一短がございまして一致した結論は出ておりません。

1つ病院事業において念頭に置かなければいけないことは、医療の質の向上と公共性を高めるということは、経営を悪くする可能性が非常に高い。二律背反の関係にあるということ念頭に置かなければいけないと思っております。今後どういう方法がいいか、川崎市の病院局において2年前から独法化について精査しておりますけれども、残念ながら、今のところ検証結果は出ておりませんが、まだ日が浅うございますので、今後も十分注意して検証したいと思っております。以上でございます。

○副議長 嶋崎嘉夫 吉沢議員。

○27番 吉沢章子 終わります。ありがとうございました。